|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付番号 | 計量票回数 | 受付時間 |
|  |  | **：** |

搬入拒否。また、それが継続的又は悪質なときは搬入許可を取り消し、その後一定期間は搬入許可申請を受け付けない。（規則第11条第2項）

受入基準に適合していない場合

搬入段階で受入基準に適合していないことが判明した場合

搬入拒否

(任意様式)

[船橋市西浦資源リサイクル施設]

**（事業系）**

**船橋市廃棄物搬入許可申請書　(臨時用)**

令和　　　　年　　　　月　　　　日

船橋市長　あて

申請者　　　会社住所　船橋市

会社名

業種名

電話番号

搬入者氏名

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第２２条第１項の規定により、次の

とおり申請します。**なお、この申請書に記載の事項は、事実に相違ありません。**

|  |  |
| --- | --- |
| 搬入車両の登録番号 | 船橋･習志野　　　　（　　　） 　　その他 　　　　　　　　　　　　　( ) |
| 搬入量 | 【施設記入欄】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｋｇ |
| **可燃性粗大ごみ(有料**)**事業系一般廃棄物** | ＜搬入物＞　・木製品　・繊維製品　・樹木類 |
| 排出場所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※会社住所と異なる場合記入） |

**〈備　考〉**

**1　受入基準に適合していないことが判明した際には、受付後でも廃棄物の搬入を拒否します。**

**2　申請書に記載された個人情報は、受入基準の確認以外には使用いたしません。**